

令和7年度(R7. 4月～R8. 3月) 幼児教育施設入所申込のご案内

●申込受付期間

令和6年9月30日(月)から令和6年10月21日(月)まで

※平日のみの受付です。

※産休や育児休業終了により年度途中からの保育所等への入所を希望される場合も、この期間にお申し込みください。

●申込受付場所

多賀町教育委員会事務局または町内の各保育所、認定こども園、小規模保育事業所

※新規入所希望者は教育委員会事務局教育総務課(役場1階)です。

●申込受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

保育所、認定こども園入所の手続きは保護者からの申請に基づき、町がお子さん一人ひとりについて保育の必要性の認定をおこない、認定証を交付します。

併せて、「多賀町保育所入所等入所基準指数表」に基づき、保育の必要性の度合いが高い児童から順に入所の決定を行います。なお、申込多数の場合入所できないことがあります。

目 次

子ども・子育て支援新制度について、3つの認定区分、手続きの流れ・・・	1
利用申込み・認定申請に必要な書類・・・	2
個人番号の確認について、認定の有効期間、保育の必要量・・・	3
多賀町保育所等入所基準指数表・・・	4
保育所・認定こども園の保育料について・・・	5～8
保育料算定にかかる家計の主宰者について・・・	8
申請書記載例・・・	9～13
各施設の紹介・・・	14～17
多賀町内の保育所・認定こども園MAP・・・	18



多賀町教育委員会事務局(教育総務課)

電話:0749-48-8123(直通) 有線:2-3746(直通)

子ども・子育て支援新制度について

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」と関連する法律（子ども・子育て関連3法）に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。

新制度の実施に伴い、幼稚園・保育所等の入園申込みと併せて、施設利用のための「認定」を受けていただくこととなります。

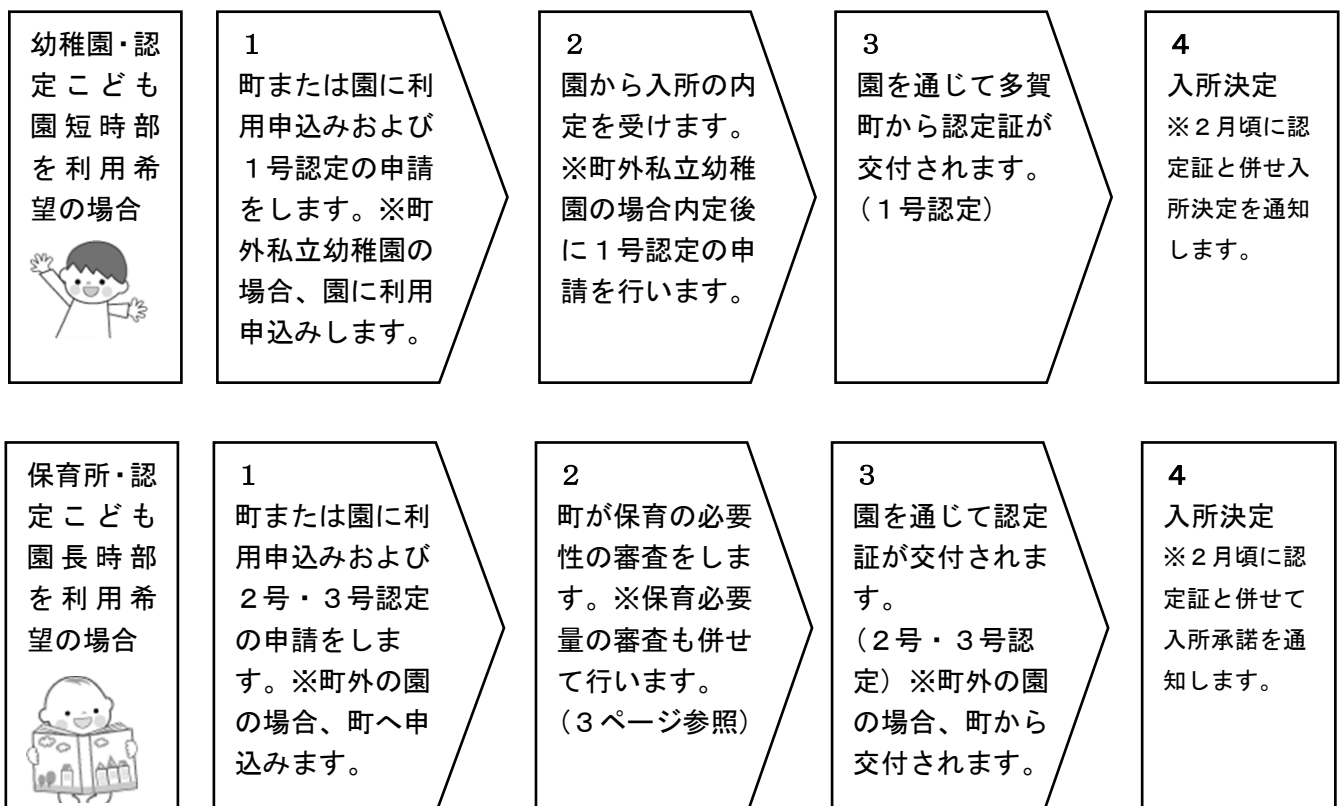
■ 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 (利用先) 幼稚園・認定こども園短時部
2号認定	保育認定（満3歳以上） お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（2ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (利用先) 保育所・認定こども園長時部
3号認定	保育認定（満3歳未満） お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（2ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (利用先) 保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所



子ども・子育て支援新制度
シンボルマーク
(内閣府作成)

■ 手続きの流れ



※新規申込みの場合、4月の入園までに入園説明会や面接等があります。日程は、各園からご案内します。

■利用申込み・認定申請に必要な書類

①幼稚園・認定こども園短時部の利用を希望する場合

必要書類■ 入園願書（施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼幼稚園等入園願書）

②保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の利用を希望する場合

必要書類■ ・入所申込書（施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書）

・保育を必要とする事由を確認できる添付書類

保育を必要とする事由■

保育認定（2号・3号認定）を受け、保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所を利用するためには、両親等保護者が次のいずれかに該当し、子どもを保育することが困難と認められた場合に限られます。

保育を必要とする事由			添付書類
1	就労	保護者が勤めている、家業を営んでいるなど、家事以外の仕事に従事している場合 <u>※1ヵ月の就労時間が64時間以上であることが必要です。</u>	就労証明書 ※令和7年4月1日時点の状況を記入してください。 ※農業に従事している場合は農業証明書
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと（産前2ヵ月前にあたる日の属する月の初日から産後8週間後の翌日が属する月末まで）	母子手帳の写し
3	産後2ヵ月を経過し、産後6ヵ月以内	産後8週を経過し、産後6ヵ月を経過する日の属する月末まで	保育が必要な理由書
4	疾病、障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある場合	診断書、身体障害者手帳または療育手帳の写し
5	介護等	同居の親族を常時介護または看護している場合	介護を受けている方の診断書、身体障害者手帳または療育手帳の写し
6	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書等災害復旧に従事していることが分かるもの
7	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 ※保育の認定期間は3ヵ月となります。	雇用保険受給者証やハローワークカードの写し、または保育が必要な理由書など
8	就学	学校等で勉強をされている場合	学生証の写しまたは在学証明書
9	その他	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合など（次年度に小学校就学を控えており子どもの発達上、環境の変化が好ましくない など）	保育が必要な理由書

※同居の祖父母等が60歳未満の場合は、祖父母に関しても上記の添付書類が必要です。

※入所希望者が多数の場合は、保育の必要度の高い順に入所を決定しますので、保育所に入所できない場合があります。また、入所が決定した場合でも、年度途中で家庭状況や保育の必要な事由が変わったときは、引き続き入所できないことがあります。

●個人番号（マイナンバー）の確認について

2 ページの①、②いずれの利用申し込みにも、個人番号（マイナンバー）の確認が必要になります。受付時に次の書類を提示してください。

（１）世帯全員分の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号通知カード、個人番号の記載された住民票・住民票記載事項証明書の写し

（２）申請者（保護者）の本人確認ができるもの（次の書類から１点）

個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、パスポート等

※（２）の書類の提示または写しの提出が不可能な場合（次の書類から２点）

健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、社員証、預金通帳等

■認定の有効期間

・１号認定の有効期間

当該子どもの小学校就学までの期間

・２号認定の有効期間

当該子どもの小学校就学までの期間。ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその日の属する月の末日まで。

・３号認定の有効期間

当該子どもが満３歳に達する前日まで。ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその日の属する月の末日まで。

※保育認定の事由が次のときの有効期間は、表に示すとおりです。

保育を必要とする事由	認定の有効期間（入所可能な期間）
妊娠・出産	産前２カ月前にあたる日の属する月の初日から産後８週間後の翌日が属する月末まで
産後２カ月を経過し、産後６カ月以内	産後８週を経過し、産後６カ月を経過する日の属する月末まで
求職活動	有効期間の開始日から３カ月を経過する日の属する月の末日まで ただし、就労が決まった場合は継続して認定を受けることができます。また、引き続き求職活動により保育が必要である場合は、再度認定を申請することが可能です。
就学	保護者の卒業予定日まで
その他	町長が必要と認める期間

■保育の必要量

保育の認定と同時に、保育必要量の認定を行います。保育必要量には次の２種類があり、保育認定の事由や就労時間等により認定します。

・「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（１日最大１１時間の保育利用）

・「保育短時間」・・・パートタイムを想定した利用時間（１日最大８時間の保育利用）

・就労の場合、原則として保育標準時間認定は、「月１２０時間以上」の就労時間、保育短時間認定は、「月６４時間以上１２０時間未満」の就労時間が必要です。

・妊娠・出産、災害復旧の場合、保育標準時間認定とします。

※なお、通常の保育時間は午前８時から午後４時までです。開所時間内で通常保育時間帯以外に保育の利用を希望される場合は、入園後に「早朝保育」「時間延長保育」の申請をしてください。

■多賀町保育所等入所基準指数票

番号	父母の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)				指数	
	類型	細目				
1	就労	就労	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)		10	
			週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)		8	
			上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態		6	
		自営	中心者	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)		10
				週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)		8
				上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態		6
			協力者	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)		9
				週3日以上で一日6時間以上の就労を常態(月72時間以上)		7
				上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態		5
		内職	週5日以上で一日6時間以上の就労を常態(月120時間以上)		8	
			上記以外の場合で月64時間以上の就労を常態		6	
		その他	上記以外の勤務様態から保育に欠ける場合		6	
2	妊娠・出産	出産(産前2カ月にあたる日の属する月の初日から産後8週間後の翌日が属する月末まで)			9	
3	産後経過	産後8週を経過し、産後6カ月を経過する日の属する月末まで			9	
4	疾病・心身障害	疾病	入 院		10	
			居宅内	常時病臥、精神性障害、感染性		10
				一般療養		8
		心身障害	身体障害者等級1級、2級、重度・中度知的障害者		10	
			身体障害者等級3級、軽度知的障害者		8	
			身体障害者等級4級		6	
5	介護(看護)	病院等付き添いを常態			10～6	
		自宅療養	重度心身障害者、寝たきり老人等の介護		9	
			上記以外の場合		6	
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧			10	
7	求職活動	起業準備を含む(公の証明書提出がある場合 指数に+1)			5	
8	就学	居宅外労働の基準に準し、就学日数に応じて決定			10～6	
9	虐待・DV	児童虐待・DVを受けている(恐れがある)場合			20	
10	育児休業による継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合(5歳児のほか、子または親にとって環境の変化が好ましくないと認められる場合)			7	
11	その他	特に保育を必要と町長が認める場合			10～5	

* 父母のうち点数の低い方を採用します。

* 保育を必要とする要件が2つ以上ある場合、主たる要件を採用します。

* 上記指数表によらず、国・県等の事務連絡や通知等により審査する場合があります。

番号	加減算表		指数
	類型	細目	
12	ひとり親	母子家庭および父子家庭の場合(寡婦を含む)	+3
13	療育	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	+2
14	兄弟姉妹の状況	既に入所予定児以外の児童が保育所に在籍中である場合	+1
		入所予定児以外の児童1人を保育する親族がいる場合	-2
		入所予定児以外の児童2人を保育する親族がいる場合	-3

同じ点数の場合、以下の項目等を勘案し、優先度を判断します。

(1)就労日数および就労時間

(2)児童の保育を支援できる親族等の有無

保育所・認定こども園の0歳児から2歳児クラスの保育料は両親(祖父母が「家計の主宰者」と認められる場合は祖父母)の市町村民税の課税状況に応じた負担が基本となります。また、保育料は保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)に応じた2つの区分で設定されます。

※市町村民税所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除等の税額適用はありません。

《幼稚園・認定こども園短時部の保育料と給食費》(1号認定)

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園および認定こども園（3歳児から5歳児クラス）の保育料が無償となりました。（幼稚園の満3歳児クラスも対象となります。）

無償化対象外となる部分については、14 ページ以降の各園の紹介をご参考ください。ただし、給食費以外の実費額については随時変更となる場合があります。

・年収 360 万円未満相当世帯の子どもと次の場合による第3子以降の子どもにかかる給食費は免除となります。

- ① 下表の例のように同一世帯で年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子および第2子は全額負担となりますが、第3子以降は給食費が免除となります。【国制度】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生
			第3子 免除		第2子			第1子	
対象外									対象外

- ② 市町村民税・所得割額が 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。【県制度】



《保育所・認定こども園長時部の保育料と給食費》 3・4・5歳児クラスの場合(2号認定)

●保育料の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園および認定こども園の3歳児から5歳児クラスに在籍する子どもの保育料が無償となりました。

・保護者会費や給食費等は、無償化対象外となります。

無償化対象外となる部分については、14 ページ以降の各園の紹介をご参考ください。ただし、給食費以外の実費額については随時変更となる場合があります。

●3歳児から5歳児クラスの多子減免について(給食費)

・年収 360 万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が 57,700 円未満)の子どもと次に該当する第3子以降の子どもにかかる給食費は免除となります。

- ① 同一世帯で小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子と第2子は全額、第3子以降は無料となります。【国制度】
- ② 市町村民税・所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。【県制度】
- ③ 令和5年度より、新たに多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の学校給食費・保育所等(保育所・認定こども園)の給食費について無償化を実施しています。要件や申請手続き等の詳細は別途ご案内します。無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が毎年度必要となりますので、該当される場合は、申請書の提出をお願いします。【町制度】



《保育所・認定こども園長時部の保育料と給食費》 0・1・2歳児クラスの場合(3号認定)

●保育料の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園および認定こども園の0歳児から2歳児クラスに在籍する住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となりました。

ただし、保護者会費や給食費等は、無償化対象外となります。詳細は、14 ページ以降の各園の紹介をご参考ください。ただし、給食費以外の実費額については随時変更となる場合があります。

なお、0歳児から2歳児クラスの場合、給食費はこれまで通り下表の保育料に含まれます。

●利用者負担額表(保育所・こども園長時部の0歳児から2歳児クラス保育料)

国 階 層	世帯の階層区分		0歳児から2歳児クラス保育料基準額(月額:円)	
	階 層	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割のみ課税世帯	13,000	12,800
4	C2	所得割額が右区分の世帯	48,600円未満	18,500
	D1		72,800円未満	18,200
	D2		22,000	21,600
5	D3		97,000円未満	27,000
	D4		133,000円未満	33,000
6	D5		169,000円未満	38,200
	D6		235,000円未満	45,600
	D7		301,000円未満	52,000
7	D8		397,000円未満	64,000
8			397,000円以上	69,000
				67,800

※保育料は保育の必要量(保育標準時間認定・保育短時間認定)に応じて金額が異なります。

- ・保育標準時間認定とは・・・1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用
- ・保育短時間認定とは・・・1日に最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用

●0歳児から2歳児クラスの多子減免について(保育料)

・次に該当する第3子以降の子どもにかかる保育料は免除となります。

※0歳児から2歳児クラスの場合、給食費はこれまで通り保育料に含まれます。

- ① 同一世帯で小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ② 市町村民税・所得割額が57,700円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料となります。
- ③ 市町村民税・所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。

●ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯の保育料負担軽減

市町村民税・所得割額が77,101円未満の母(父)子世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等については、在園児が第1子の場合の保育料は下表のとおり軽減されます。

また、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、在園児が第2子以降なら保育料は無料となります。

国 階 層	世帯の階層区分		0歳児から2歳児クラス保育料基準額(月額:円)	
	階層	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割のみ課税世帯	6,000	5,900
	C2	所得割額 48,600円未満	8,500	8,350
4	D1	所得割額 72,800円未満	9,000	8,750
	D2	所得割額 77,101円未満の場合に限る	9,000	9,000

■保育料算定にかかる家計の主宰者について

幼稚園・保育所(認定こども園)利用者負担額表(以下「保育料表」という。)に規定する入所児童の属する世帯の階層区分の認定にあたり、入所児童の両親(祖父母が「家計の主宰者」と認められる場合は祖父母)の市町村民税の課税額の合計により階層区分を決定します。

●家計の主宰者の認定基準

家計の主宰者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 両親世帯(父母ともいる世帯)においては、父または母のうち収入金額の多い者。ただし、父および母の収入金額の合算額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、父母の収入金額の合算額を超える者(2人以上いる場合は収入金額が最多の者)。
- (2) ひとり親世帯(母子、父子世帯)においては、父または母とする。ただし、父または母の収入金額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、父または母の収入金額を超える者(2人以上いる場合は収入金額が最多の者)。
- (3) 前2号のいずれにも該当する者がいないときは、児童を健康保険等の扶養としている者、または家計の主宰者として認定することが適当と認められる者。

■市町村民税額を証明する書類の提出について(保育所・幼稚園・認定こども園共通)

転入等により多賀町に税情報が無い場合については、個人番号(マイナンバー)を利用し、1月1日時点に住民登録をされていた自治体に税情報を求めることとさせていただきますが、下の例1. 例2. 等による場合は課税証明書等の提出を求める場合がありますので、ご理解ください。

1. 保護者が町外に居住されている場合

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの「市町村民税課税証明書(ご両親分)」が必要です。

令和6年1月1日時点の住所地の市区町村役場税務担当課で取得してください。

2. 国外に居住されていて、市町村民税が課税されていない場合

国外での年間収入額が確認できる書類をご提出ください。

※多賀町に市町村民税情報がなく、書類提出がない場合は、保育料が最高額になります。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
兼 保育所等入所申込書

多

申請者の個人番号(マイナンバー)と本人確認を
します。個人番号と本人確認ができる書類を持参
してください。

令和 6 年 9 月 30 日

申請者(保護者)氏名: 多賀 太郎

(申請児童との続柄: 父)

①次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る保育認定（2・3号認定）を申請します。

申請児童名	氏 名	性別	生年月日	R7.4.1現在の満年齢	区分
	(ふりがな) たが はなこ	☐ 男 ☒ 女	☐ 平成 ☒ 令和 3 年 9 月 1 9 日	3 歳	☒ 新規 ☐ 継続
	多賀 花子				
保護者現住所	多賀町大字 多賀324番地		連絡先	0749 - 48 - 8123	
令和6年1月1日現在の 住所地	同上		個人番号 (マイナンバー)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合		短時間認定の希望	☐ 短時間認定を希望する	

※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
※ 「短時間認定」とは保育所利用が最大8時間以内の保育必要量認定で、標準時間より保育料が低くなります。

②次のとおり保育所等の入所を申し込みます。

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	
利用を希望する曜日・時間	利用曜日 (☒ 月曜日~金曜日 ☐ 土曜日)	利用時間 (9 : 00 から 16 : 00 まで)
利用を希望する 保育所等名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望 多賀ささゆり保育 園	(希望理由) 自宅から近いため。
	第2希望 大滝たきのみやこども 園	(希望理由)
申請児童について 特に心配な事柄	(病気等) ☐ 有 ☒ 無	(具体的な内容) ・蕎麦アレルギーを持っている。
	(アレルギー) ☒ 有 ☐ 無	
	(障害等) ☐ 有 ☒ 無	・乳製品アレルギーを持っている。
緊急時連絡先	000 - 0000 - 0000	携帯(☒ 父 ☐ 母) 勤務先(☐ 父 ☐ 母) ☐ その他()

③世帯の状況

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職 業 または 学校名等	個人番号 (マイナンバー)	
児童の 世帯員	(ふりがな) たが たろう 多賀 太郎	父	昭和63年 5月 5日	☒ 男 ☐ 女	会社員	2 3 4 5 6 7 8 9 0 . . .	
	(ふりがな) たが はなこ 多賀 花子	母	昭和64年 3月 3日	☐ 男 ☒ 女	会社員	3 4 5 6 7 8 9 0 1 . . .	
	(ふりがな) たが まつたろう 多賀 松太郎	祖父	昭和32年 6月 6日	☒ 男 ☐ 女	会社員	4 5 6 7 8 9 0 1 2 . . .	
	(ふりがな) たが うめこ 多賀 梅子	祖母	昭和34年 2月 2日	☐ 男 ☒ 女	会社員	5 6 7 8 9 0 1 2 3 . . .	
	(ふりがな) たが ゆい 多賀 結	姉	令和元年 7月 7日	☐ 男 ☒ 女	〇〇保育園	6 7 8 9 0 1 2 3 4 . . .	
	生活保護の適用の有無						☒ 適用無し ☐ 適用有り (年 月 日保護開始)
	障害手帳・療養手帳・精神保健福祉手帳・特別 児童扶養手当等該当の有無						☒ 無 ☐ 有 (該当者) (種類)

④税情報等の提供に当たっての署名欄

(1) 多賀町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育施設・保育施設等に対して提示することに同意します。

(2) 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務および利用調整事務が集
署名または記名押 要することか
印ください。 退所となるこ

(3) 当申請に虚偽がある場合には、支給認定および内定、承諾は無効となり、

保護者氏名: 多賀 太郎

⑤保育の利用を必要とする理由等（※保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。）

該当項目に チェック ください。		父の状況		該当項目に チェック ください。		母の状況	
		父がいない場合の理由：死別・離別・その他（ ）				母がいない場合の理由：死別・離別・その他（ ）	
就労	☑会社員・公務員等	事業所名	〇〇〇株式会社	☑会社員・公務員等	事業所名	株式会社△△△	
		所在地	〇〇市〇〇町111		所在地	□□町大字□□222	
		雇用形態	正規・パート・その他（ ）		雇用形態	正規・パート・その他（ ）	
		勤務時間	平日 8:00 ~ 16:45 土曜 : ~ :		勤務時間	平日 9:00 ~ 17:30 土曜 : ~ :	
		勤務日	平均 5日/週、20日/月		勤務日	平均 5日/週、20日/月	
		通勤時間	平均 20分(主な手段：車)		通勤時間	平均 10分(主な手段：車)	
	☐自営・農林漁業等	事業所名		☐自営・農林漁業等	事業所名		
		所在地	該当する項目を✓してください。		所在地	該当する項目を✓してください。	
		勤務時間			勤務時間		
		勤務日数	平均 日/週、 日/月		勤務日数	平均 日/週、 日/月	
		形態	☐中心者 ☐協力者		形態	☐中心者 ☐協力者	
		発注元			発注元		
☐内職	所在地		☐内職	所在地			
	勤務時間	平均 時間/日、 日/1か月		勤務時間	平均 時間/日、 日/1か月		
☐妊娠・出産				☐妊娠・出産		出産予定日 令和 年 月 日	
☐疾病・障害		病名 状況 ☐入院 ☐通院 ☐その他（ ） 障害等級等		☐疾病・障害		病名 状況 ☐入院 ☐通院 ☐その他（ ） 障害等級等	
☐介護等		要介護者氏名： 続柄： 状況 ☐自宅介護 ☐入院 ☐その他（ ）		☐介護等		要介護者氏名： 続柄： 状況 ☐自宅介護 ☐入院 ☐その他（ ）	
☐災害復旧		災害の状況		☐災害復旧		災害の状況	
☐求職活動		現在の状況 ☐求職活動中 ☐内定済み(就労先：) 就労予定日 令和 年 月 日		☐求職活動		現在の状況 ☐求職活動中 ☐内定済み(就労先：) 就労予定日 令和 年 月 日	
☐就学		就学先 所在地 就学時間等 : ~ : (平均 日/週) 通学時間 片道約 分(主な手段：)		☐就学		就学先 所在地 就学時間等 : ~ : (平均 日/週) 通学時間 片道約 分(主な手段：)	
☐その他		保育が必要な理由(詳細)		☐その他		保育が必要な理由(詳細)	

祖父母の状況（町内にお住まいの場合はご記入ください。）

兄弟姉妹の状況（小学校就学前児童のみ）

	年齢	職業	勤務先	兄弟姉妹氏名	児童との続柄	状況（〇〇保育園在籍等）
祖父	65歳	会社員	◎◎◎株式会社	多賀 結	姉	〇〇保育園 在籍
祖母	63歳	会社員	□□□有限会社			

*多賀町記載欄（以下は記入しないでください。）

受付年月日

令和 年 月 日

番号確認		本人確認	
☐個人番号カード ☐通知カード ☐個人番号が記載された住民票・ 住民票記載事項証明書の写し		☐個人番号カード 次の1点：☐免許証 ☐パスポート ☐身体障害者手帳 ☐他（ ） 次の2点：☐健康保険証 ☐年金手帳 ☐他（ ）	
認定の可否		認定者番号	
・可 令和 年 月 日認定 ・否（理由）		認定区分等 ☐1号 ☐2号 ☐3号 (☐標 ☐短)	
支給（入所）の可否		支給（利用）期間	
可・否 施設名（ ） (否とする理由) ☐		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
備考			

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ多賀町教育委員会事務局（施設を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 申込書受付の際に、申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）の確認を行います。申込書等を提出される際に、次の書類を提示してください。
 - （1）個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
（個人番号カード、個人番号通知カードまたは個人番号の記載された住民票）
 - （2）申請者の本人確認ができるもの
（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- 2 ①「申請児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを☑してください。
- 3 ①「区分」の欄は該当するものを☑してください。
- 4 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、申請年度において施設の利用を希望する期間を記入して下さい。「利用を希望する曜日・時間」は保育所の利用を希望する曜日を☑し、利用を希望する時間をご記入ください。
- 5 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する保育所等名を記入して下さい。
- 6 ③「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、同居している親族および別居している子の全員について記入し、「性別」の欄は該当するものを☑してください。
- 7 ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名または記名押印ください。

（裏面）

- 8 ⑤「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者ごとに、該当する欄にその具体的な状況について記入して下さい。なお、「その他」の場合は、具体的内容を記入して下さい。
- 9 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれかが次のいずれかの事情により、その児童を保育できない場合です。

- （1）就労等 月の就労時間が、64時間以上の場合
- （2）妊娠・出産 出産前後のため、児童の保育ができない場合
- （3）疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
- （4）介護等 同居の親族（長期間入院している場合を含む）を常時介護または看護している場合
- （5）災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- （6）求職活動 児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
- （7）就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）の場合
- （8）その他、上記に類する場合（虐待・DV等のおそれがある場合 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合）など

- 10 （留意事項）支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所について、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご了承ください。

※幼稚園・認定こども園短時部入園願書記載例※

別記様式第1号（第3条関係）



施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
兼 幼稚園等入園願書

申請者の個人番号(マイナンバー)と本人確認をします。個人番号と本人確認ができる書類を持参してください。

令和 6 年 9 月 30 日

申請者（保護者）氏名： 多賀 太郎

申請児童との続柄 父

①次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育標準時間認定（1号認定）を申請します。

申請児童名	氏名 多賀 花子	性別 ☐ 男 ☒ 女	新規・継続の区分 ☒ 新規 ☐ 継続
生年月日	☐ 平成 ☒ 令和 3 年 9 月 19 日	R7.4.1現在の満年齢	3 歳
保護者現住所	多賀町大字 多賀324番地	電話番号	0749-48-8123
令和6年1月1日現在の住所地	彦根市◎◎町○○番地	個人番号 (マイナンバー)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。		

※「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

②次のとおり幼稚園等の入所を申し込みます。

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		
利用を希望する幼稚園等名	久徳うぐいすこども園		
申請児童について特に心配な事柄	(病気等) ☐ 有 ☒ 無	(具体的な内容) ・蕎麦アレルギーを持っている。	
	(アレルギー) ☒ 有 ☐ 無		
	(障害等) ☐ 有 ☒ 無	・乳製品アレルギーを持っている。	
緊急時連絡先	000 - 0000 - 0000	携帯(☐ 父 ☒ 母) 職場(☐ 父 ☐ 母) ☐ その他 ()	

③世帯の状況

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職 業 または 学校名等	個人番号 (マイナンバー)
児童の世帯員	(ふりがな) たが たろう	父	昭和61年 5月 5日	☒ 男 ☐ 女	会社員	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	多賀 太郎					
	(ふりがな) たが はなこ	母	昭和62年 3月 3日	☐ 男 ☒ 女	無職	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	多賀 花子					
	(ふりがな) たが まつたろう	祖父	昭和32年 6月 6日	☒ 男 ☐ 女	会社員	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	多賀 松太郎					
	(ふりがな) たが うめこ	祖母	昭和34年 2月 2日	☐ 男 ☒ 女	会社員	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	多賀 梅子					
(ふりがな) たが ゆい	姉	令和元年 7月 7日	☐ 男 ☒ 女	〇〇小学校	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
多賀 結						
生活保護の適用の有無		☒ 適用無し ☐ 適用有り (年 月 日保護開始)				

④税情報等の提供に当たっての署名欄

- (1) 多賀町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育施設・保育施設等に対して提示することに同意します。
- (2) 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務および利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定書の送付が2月頃になることに同意します。
- (3) 当申請に虚偽がある場合には、支給認定および内定、承諾は無効となり、入所後にあたっては即時退所となることに同意します。

保護者氏名：

記入上の注意

署名または記名押印
ください。

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ多賀町教育委員会(提出する場合は、入所を申し込んだ施設)に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

(表面)

- 平成29年度から申込書受付の際に、申請者(保護者)の個人番号(マイナンバー)の確認を行っています。申込書等を提出される際に、次の書類を提示してください。
 - 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
(個人番号カード、個人番号通知カードまたは個人番号の記載された住民票)
 - 申請者(保護者)の本人確認ができるもの
(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)
- ①「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- ①「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型給付費の教育標準認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- ②「利用を希望する施設(事業者)名」の欄は、入園を希望する施設(事業者)名を記入して下さい。
- ②「申請児童について特に心配な事柄」の欄は、該当するものがあれば○を囲み、具体的な内容、療養手帳等をお持ちの場合はその等級等を記載してください。
- ③「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、同居している親族および別居している子の全員について必要事項を記入し、「性別」欄は該当するものを○で囲んで下さい。

(裏面)

- ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印して下さい。

* 多賀町記載欄(以下は記入しないでください。)

受付年月日

令和 年 月 日

番号確認		本人確認	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書の写し		☐ 個人番号カード 次の1点： ☐ 免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 他() 次の2点： ☐ 健康保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 他()	
認定の可否		認定者番号	認定区分等
・ 可 令和 年 月 日 認定 ・ 否(理由)			☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
支給(入所)の可否			支給(利用)期間
可・否 施設名() (否とする理由) ☐			自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
備 考			

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日

令和 年 月 日

施設(事業者)名	(事業所番号：)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (令和 年 月 日 契約(内定))) ・ 無
備 考	

■多賀町内の保育所・認定こども園の紹介

【保育所】 児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭で十分に保育することができない子どもを、保護者にかわって保育するための児童福祉施設です。

多賀町立「多賀ささゆり保育園」		開所時間	7時30分から19時00分まで				
		基本保育時間	8時00分から16時00分まで				
		休園日	日曜日、祝日、年末年始				
住所	多賀町多賀1508番地	電話番号	0749-48-0204				
定員	190名	保育対象	生後6ヵ月～就学前の子ども				
その他	◎開所時間の範囲内で、早朝・延長保育可能(入園後に申請必要。おやつ代実費徴収) ◎土曜は希望保育 時間 8時00分から12時00分まで (早朝保育 7時30分から 時間延長 13時00時まで) ◎おむつ回収(無料)						
実費徴収 (R6年度分)	[月額費] 絵本代金 500円程度 給食費 4,500円 [その他] 保護者会費 3,000円(年間) 園児服 3,960円(税込)、ハーフパンツ 3,135円(税込)、遊び着 1,485円(税込) カラー帽子 960円(税込) 延長保育おやつ代 100円、日本スポーツ振興センター保険代 250円など						
令和6年度 年齢別園児数 (9月1日現在)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
	6名	14名	21名	34名	47名	52名	
子　ど　も　の　一　日							
主な年間行事							
乳児		幼児					
7:30	(早朝保育)			入園式			
・順次登園		・順次登園		遠足(春・秋)			
	<主体的な遊び(室内外)>			親子ふれあいデー(0~3歳児)			
	<一斉活動>			フリー参観5日間(4、5歳児)			
11:30	<給食準備・給食>			祖父母ふれあい会(3・4・5歳児)			
12:30	・お昼寝	・主体的な遊び(室内外)		5歳児親子バス遠足(保護者会主催)			
	<一斉活動>			運動会／発表会(乳児：親子ふれあい)			
15:00	<おやつ>			仲よしパーティー／誕生会			
16:00	・順次降園	・順次降園		子どもの日／七夕／クリスマス／ひなまつり			
				観劇(保護者会共催)			
				町内5歳児交流			
				英語であそぼう(5歳児)			
				サッカー教室(5歳児)			
	(延長保育)			さよならパーティー			
19:00	<閉園>			卒園式・修了式			

★多賀ささゆり保育園からのメッセージ

“基本的な生活習慣を身につけ、友だちと思い切り遊ぶ中で、豊かな感性を養い、共に生きる力を育てる。”ことを保育目標にしています。

- ☆ 0歳児から5歳児までの乳幼児が共に育ち合う保育園です。
- ☆ 保護者の就労等に応じて早朝、延長保育、希望保育を実施しています。
- ☆ 自園での調理による給食、菜園活動で食育の充実を図っています。
- ☆ 広い園庭でのびのびと体を動かし、体力づくりに努めています。
- ☆ 敷地内の大きな桜の並木道で四季の自然を感じながら保育を進めています。

【認定こども園】 幼稚園と保育園の両方の役割を兼ね備えた施設です。

幼保連携型認定こども園 多賀町立 「大滝たきのみやこども園」			開所時間		7時30分から19時00分まで			
			基本保育時間		短時部	8時30分から14時00分まで		
					長時部	8時00分から16時00分まで		
			休園日		短時部	土・日曜日、祝日、年末年始		
長時部	日曜日、祝日、年末年始							
住所	多賀町富之尾1586番地5		電話番号		0749-49-0312			
定員	60名程度		保育対象		短時部	3歳児～就学前の子ども		
					長時部	生後6ヵ月～就学前の子ども		
その他	◎開所時間の範囲内で、早朝・延長保育可能（入園後に申請必要。延長保育のおやつ代実費徴収） ◎土曜は希望保育（長時部児のみ対象） 時間 8時00分から12時00分まで（早朝保育 7時30分から 時間延長 13時00分まで） ◎短時部児でやむを得ない事情がある時は、14時以降預かり保育（別途負担金） ◎おむつ回収（無料）							
実費徴収 (R6年度分)	〔月経費〕絵本代金500円程度 副食費（おかず代）長時部4,500円、短時部4,000円 など 〔その他〕各種教材費5,000円程度（出席帳、連絡ノート（幼児のみ）、誕生カード、名前ゴム印、はさみ、のり、パス、自由画帳、お道具箱 など） 保護者会費3,000円（年間）、制服代3,900円（税込）、遊び着1,400円（税込） ショートパンツ大滝小3,500円・多賀小3300円（税込）、カラー帽子1,100円（税込） 延長保育おやつ代100円、日本スポーツ振興センター保険代180円など							
令和6年度 年齢別園児数 (9月1日現在)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
		0名	4名	6名	11名	14名	17名	0・1・2歳児は長時部のみ
子どもの一日				主な年間行事				
長時部 7:30 (早朝保育) 8:30 順次登園 主体的な遊び・自然体験活動 11:30 給食準備・給食 12:30 主体的な遊び・自然体験活動 14:00 15:00 おやつ 16:00 順次降園 (延長保育) 19:00 閉園 短時部 順次登園 3歳未満児組お昼寝 (幼児組は夏期のみ) 降園 				入園式 遠足（春・秋） こどもの日お楽しみ会 七夕 祖父母お楽しみ会 親子フェスティバル クリスマス会 たきのみやなかよしステージ ありがとうの会、ひな祭り会 誕生会・なかよしタイム・お話し会 英語で遊ぼう（5歳児） 卒園式・修了式				
★大滝たきのみやこども園からのメッセージ 「未来にはばたくことが出来る心豊かでたくましい人づくり」を目指します。								
☆ 園庭や近隣の施設を活用し全身を使って遊び込み、バランスのとれた体づくりを目指します。 ☆ 遊びの中で考えたり、試したり、工夫したりする姿を大切にして自分の思いを表現する力を育みます。 ☆ 豊かな自然の中で五感を研ぎ澄まし、いきいきと遊び、豊かな心を育みます。 ☆ 家庭的な雰囲気の中で異年齢児が関わり、相手を思いやる心を育みます。 ☆ 就労状況に合わせて、短時部と長時部の移動が可能です。 ☆ 本園では年間を通して自然保育に取り組んでいます。四季折々の自然の変化を全身で感じ、心も体も開放し、思う存分遊び込む活動をするので衣服が汚れる事があります。高取山での活動は年間通じて行い、その時に着用する衣服の用意を常に準備していただいています。(特に3・4・5歳児組)								

幼保連携型認定こども園 多賀町立「久徳うぐいすこども園」		開所時間		7時30分から19時00分まで			
		基本保育時間		短時部	8時30分から14時00分まで		
				長時部	8時00分から16時00分まで		
		休園日		短時部	土・日曜日、祝日、年末年始		
長時部	日曜日、祝日、年末年始						
多賀町久徳844番地1		電話番号		0749-48-0274			
120名程度		保育対象		短時部	3歳児～就学前の子ども		
				長時部	生後6ヵ月～就学前の子ども		
◎開所時間の範囲内で、早朝・延長保育可能(入園後に申請必要。延長保育のおやつ代実費徴収) ◎土曜は希望保育(長時部児のみ対象) 時間 8時00分から12時00分まで (早朝保育 7時30分から 時間延長 13時00分まで) ◎短時部児でやむを得ない事情があるときは、14時00分から16時00分まで預かり保育実施(別途負担金) ◎毎月17日は防災おにぎりデーを実施(幼児の給食はおにぎりのみ、乳児は通常食) ◎送迎は各保育室前まで保護者が行う(3・4・5歳児の保育室は2階、0・1・2歳児は1階) ◎0・1・2歳児の荷物の用意と片付けは、送迎時に保護者が行う。 ◎送迎時の園庭開放は実施しない ◎おむつ回収(無料)							
〔月経費〕給食費(ご飯代+副食代)長時部4,500円、短時部4,000円 〔その他〕各種教材費6,000円程度(出席帳、出席シール、誕生カード、名前ゴム印、はさみ、パス、色鉛筆4歳・5歳、工作板、自由画帳、植木鉢、おむつ入れかご など) 保護者会費3,000円(年間)、ショートパンツ2,805円(税込)、遊び着1,320円(税込) 園児服3,960円、ほっと安心帽(カラー帽子)2,800円(税込)＜持ち上がりで使用＞、 延長保育おやつ代100円、日本スポーツ振興センター保険代180円、 年長児アルバム代12,000円程度(人数により増減有り)など							
令和6年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
年齢別園児数 (9月1日現在)	0名	7名	8名	16名	24名	12名	0・1・2歳児は 長時部のみ
◎子どもの一日				◎主な年間行事◎			
長時部 7:30 ◎早朝保育(申請必要) 8:00 ◎順次登園 8:30 ◎順次登園 ☆主体的なあそび、学び(室内外) 11:30 ☆順次給食 ☆主体的なあそび、学び *0・1・2歳児お昼寝(年中) *3歳児お昼寝(秋頃まで) *4・5歳児は夏季のみお昼寝 14:00 ◎降園 15:00 ◎おやつ 16:00 ◎順次降園 ◎延長保育(申請必要) 19:00 ◎閉園				短時部 ・入園式、進級式 ・子どもの日お楽しみ会 ・春の親子お楽しみ会 ・B&Gプールあそび ・七夕お楽しみ会 ・親子バス遠足(5歳児) ・秋の遠足(3歳・4歳) ・冬の親子お楽しみ会 ・祖父母ふれあいお楽しみ会 ・クリスマス会 ・ひな祭り会 ・ありがとうの会 ・お別れ会 ・卒園式、修了式			
★久徳うぐいすこども園からのメッセージ *子どもの主体性を大切に生活やあそびには、さまざまな学びがあります。こども園では0歳児から主体性を育む保育を大切にし、小学校以降の学びや生活の基盤となる『学びに向かう力』を育みます。 ◎子どもの主体的なあそびの保障、人とのあたたかい関わりの中で育つ愛着関係、家庭的な雰囲気の中で一人一人を大切にしたり、保育教諭との信頼関係に支えられた安心感の積み重ねを大切にします。 ◎身近な自然とのふれあいや様々な人との関わりの中で、素敵な出会いや心を動かす体験を重ね、思いやりの心や豊かな心を育む教育保育をめざしています。 ◎子どもが様々なあそびや生活の中で頭も心も体も動かして楽しく取り組んだり、考えたり、試したり、工夫したりする姿をドキュメンテーション(子どもの学びや育ちを可視化する記録)にし掲示しています。 ☆家庭とこども園がともに子どもの素敵な姿を見つめていきましょう。							

【小規模保育事業所】 児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭で十分に保育することができない子どもを、保護者にかわって保育するための児童福祉施設です。0歳児～2歳児までのお子さんをお預かりします。

カワティノベーション株式会社 「なつめ保育園」		開所時間	7時30分から19時00分まで
		基本保育時間	8時30分から16時30分まで
		休園日	日曜日、祝日、年末年始
住所	多賀町多賀1441番地1	電話番号	0749-49-3661
定員	19名程度	保育対象	0歳児（生後6ヵ月）～2歳児
その他	◎開所時間の範囲内で、早朝・延長保育可能（入園後に申請必要） ◎土曜は希望保育 時間 7時30分～17時00分 ◎給食は自園給食です。アレルギー対応を行っております。		
実費徴収 (R6年度分)	・入園時にカラー帽子（1050円）※持ち上がりで使用します。 連絡ノート（190円×3冊（年間平均）） ・雑費〔ティッシュ、雑巾、ペーパータオル等〕（月200円）		

令和6年度 年齢別園児数 (9月1日現在)	0歳児	1歳児	2歳児
	3名	5名	9名

子どもの一日		主な年間行事
7:30	(早朝保育) 順次登園	入園式
8:30	好きな遊び	遠足(秋)
9:00	牛乳を飲む 主体的な遊び (散歩、プール、室内遊びなど)	おにぎりの日 子どもの日
11:30	給食準備・給食	七夕
12:30	お昼寝	ハロウィン
15:00	おやつ	クリスマス
16:00	順次降園 好きな遊び(室内外)	ひなまつり
18:30	(延長保育)	誕生会
19:00	閉園	卒園式

★なつめ保育園からのメッセージ

小規模保育園の特徴を活かした、家庭的で温かい雰囲気の中で保育を行います。好奇心旺盛な子どもたちの「やってみたい!」という思いを大切に、体験を通して基本的生活習慣を身につけたり、コミュニケーション能力を養ったりします。

- ☆ 0歳児から2歳児までの乳児が通う保育園です。
- ☆ 散歩にたくさん出かけることで、季節を感じ、地域の方との触れ合いを楽しみます。
- ☆ 施設内はワンフロアなので、年齢が異なる友達ともかかわりを深めることができます。
- ☆ 保育ICTを導入し、お便りや献立はメールで送信します。
- ☆ 「見える保育」を実施し、写真や映像で日頃の保育の様子を見ることができます。

多賀町幼稚園・保育所・認定こども園 MAP

